

競 争 入 札 心 得

(総則)

第1条 北海道が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されてる者を除く。)は、入札執行前に、見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「北見方面本部総合庁舎ほか除草業務入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるもので提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札

- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

（再度入札）

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。

また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

（落札者の決定）

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。~~ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。~~

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

（最低価格の入札者を落札者とししない場合）

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

（入札保証金等の返還）

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

（契約の締結）

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、落札決定の通知を受けた日から7日以内に次の各号により対応しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。

- (1) 契約の締結を書面で行う場合には支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、支出負担行為担当者に提出しなければなりません。
- (2) 契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には支出負担行為担当者が電子契約サービスにアップロードした契約書案に電子署名を行わなければなりません。

（北海道議会の議決事件）

第14条 削除

（落札者と契約の締結を行わない場合）

第15条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じ

ることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

- 2 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(入札保証金等の帰属)

第16条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。

- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第17条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

- 2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日）までの期間以上のものでなければなりません。
- 3 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
- 4 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、目的物の引渡し期限）までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第18条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第19条 入札に関して談合情報があつた場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

- 2 契約締結後に入札談合の事実があつたと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第20条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

- 2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。
  - (1) 入札執行前にあつては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。
  - (2) 入札執行中にあつては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。
- 3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第22条 入札に関して談合等の不正行為があつた場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

# 一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

北海道警察北見方面本部長 様

(申請者)  
所在地  
商号又は名称  
ふりがな  
代表者職・氏名  
生年月日  
担当者 所属  
氏名  
連絡先(電話番号)

令和8年度における北海道(北海道警察北見方面本部)が発注する入札に参加したく、関係書類を添えて一般競争入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

## 1 契約名

北見方面本部総合庁舎ほか除草業務

## 2 申出事項

一般競争入札参加資格申請に当たり次のいずれにも該当することを申し出ます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。  
ア 道税(道が賦課徴収するものに限る。以下同じ。)  
イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)  
ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)  
ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出  
イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出  
ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (8) 過去5年間(令和3年度以降)において、1に定める契約と種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (9) 北海道内に本店、支店又は営業所を有すること。

## 3 添付書類

- (1) 概要調査表
- (2) 契約書の写し(過去5年間(令和3年度以降)の実績のうち今回調達する役務と種類を同じくする契約実績)
- (3) 商業登記簿(法人の場合) 法務局で提出日より3ヶ月以内に発行されたもの。
- (4) 身分証明書(個人の場合) 市町村が発行するもの。
- (5) 営業証明書(個人の場合) 市町村が発行するもの。  
※ 営業証明書が発行されない場合は、営業を証明する書類(契約書、請書、請求書(控)、納品書(控)等)を提示すること。
- (6) 納税証明書 提出日より3ヶ月以内に発行されたもの。  
ア 道税(道が賦課徴収するものに限る)に滞納がないことの証明書

- 道税事務所、振興局が発行するもの。(道に納税義務が無い場合は、本店が所在する都府県の事業税について滞納がないことの証明書)
- イ 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書  
税務署の発行するもの。
- (7) 健康保険、厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証する書類
- ア 納入告知書  
イ 資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書  
ウ 適用通知書
- ※ 上記アからウなど加入状況が確認できる書類
- (8) 雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書類
- ア 保険関係成立届  
イ 領収済通知書  
ウ 概算・確定保険料申告書(控)
- ※ 上記アからウなど加入状況が確認できる書類
- (9) 社会保険等適用除外申出書 該当がある場合は提出すること。
- (10) 暴力団員等に該当しない者であること等の誓約書(以下「誓約書」という。)申請手続を申請者本人が行うときで、申請書において申請者が誓約書の内容を誓約した場合は、誓約書の提出を要しない。
- (11) 資格要件の特例関係 該当がある場合は提出すること。
- ア 中小企業組合等の概要  
イ 官公需適格組合証明書(写)
- (12) 定款又は寄付行為(会社以外の法人の場合)
- (13) 貸借対照表(会社以外の法人の場合)
- ※ (3)から(6)については、原本または原本を提示の上、写しを提出すること。  
(7)及び(8)については、写しを提出すること。  
(12)及び(13)については、申請者が原本証明したものを提出すること。

私は、北海道警察が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道警察が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

※ 上記口)にチェック☑を入れてください。(3の(10)関係)

注 この申請書には、返信用封筒(定形)として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金(460円)の切手又はこれに類するものを貼った封筒を併せて提出すること。ただし、提出先で審査結果通知書の受領を希望する場合は不要とする。(申請書提出時に申し出ること。)

# 概要調査表

住所

申請者

氏名

事業所の概要				
項目	内容			
1 設立年月日	昭・平・令 年 月 日			
2 資本金	万円			
3 従業員数（うち道内数）	（ ） 人			
4 過去5年間（令和3年度以降）の実績のうち今回調達する役務と種類を同じくする契約実績（契約書の写しを添付すること。）	除草契約名 （契約先）	除草箇所 面積 m <sup>2</sup>	契約期間	契約金額 円
5 北海道内の本店、支店、又は営業所の所在地	所在地  名称			

## 暴力団等に該当しない者であること等の誓約書

北海道警察北見方面本部長 様

私は、北海道（北海道警察北見方面本部）が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道（北海道警察北見方面本部）が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

所在地 〒

商号又は名称

代表者

社会保険等適用除外申出書

北海道警察北見方面本部長 様

次の理由により、社会保険又は雇用保険の届出義務のないことを申し出ます。

また、上記の申出の内容を確認するため、北海道が他の官公署等に照会を行うことについて承諾します。

【社会保険】

健康保険                      厚生年金保険

- 1 従業員5人未満の個人事業所であるため
- 2 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所のため
- 3 その他

注1 届出義務のない保険の種類をチェックし、該当する番号を○印で囲んで下さい。

- 2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。  
(例)〇〇年金事務所に確認し、△△により適用除外となる。

【雇用保険】

- 1 役員だけの法人であるため
- 2 その他

注1 該当する番号を○印で囲んで下さい。

- 2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。  
(例)ハローワーク〇〇に確認し、△△により適用除外となる。

令和    年    月    日

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

## 中 小 企 業 組 合 等 の 概 要

所在地  
名 称  
代表者

構成員の名称 及び代表者名	所 在 地	電話番号	主な業種	開 業 年月日	資本金 千円	従業員数	許可の名称 (略称)	許 可 年月日	許可番号	備 考

※ 各構成員ごとに所要の資料を添付すること。







# 委任状

年 月 日

北海道警察北見方面本部長 様

住 所

入札者

氏 名

印

私は、下記業務の入札及び見積りに関すること並びに復代理人の選任に関する事  
について を代理人と定め一切の権限を委任します。

記

業 務 名 北見方面本部総合庁舎ほか除草業務

---

# 委任状

年 月 日

北海道警察北見方面本部長 様

住 所

入札者

氏 名

住 所

代理人

氏 名

印

私は、下記業務の入札及び見積りに関することについて

を復代理人と定め一切の権限を委任します。

記

業 務 名 北見方面本部総合庁舎ほか除草業務

---

## 委 託 業 務 処 理 要 領

### 1 委託業務名

北見方面本部総合庁舎ほか除草業務

### 2 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで

### 3 委託業務の内容

#### (1) 除草場所

ア 第1回目除草 6631.61㎡

(7) 北見市青葉町6番1号

北見方面本部総合庁舎

1489.21㎡

(イ) 北見市春光町5丁目8番45

K2公宅跡地

2210.00㎡

(ウ) 北見市泉町3丁目9番15、9番17

K6、K7公宅

585.64㎡

(エ) 北見市中ノ島町3丁目3番10、3番15、3番16

K8公宅

456.07㎡

(オ) 北見市若葉3丁目4番1、4番2

K9公宅

690.78㎡

(カ) 北見市双葉町4丁目233番4

K10公宅

889.99㎡

(キ) 北見市北11条東4丁目9番1、9番2

北見署1号公宅跡地

309.92㎡

イ 第2回目除草 6118.95㎡

(7) 北見市青葉町6番1号

北見方面本部総合庁舎

976.55㎡

(イ) 北見市春光町5丁目8番45

K2公宅跡地

2210.00㎡

(ウ) 北見市泉町3丁目9番15、9番17

K6、K7公宅

585.64㎡

(エ) 北見市中ノ島町3丁目3番10、3番15、3番16

K8公宅

456.07㎡

(オ) 北見市若葉3丁目4番1、4番2

K9公宅

690.78㎡

(カ) 北見市双葉町4丁目233-4

K10公宅

889.99㎡

(キ) 北見市北11条東4丁目9番1、9番2

北見署1号公宅跡地

309.92㎡

(2) 作業実施予定月

ア 第1回目除草

契約締結日の翌日から7月までの期間に行うこと。

ただし、北見方面本部総合庁舎敷地の除草については、契約締結日の翌日から7月中旬までの期間に行うこと。

イ 第2回目除草

9月中に行うこと。

(3) 業務処理方法

ア 別添図面に示す庁舎及び公宅敷地の除草を行うものとする。

イ 作業は、肩掛け刈払機を用いて、地面より概ね5cm以内に刈り取ること。

ウ 業務の実施日について業務担当員と協議のうえ、別紙1「業務予定表」を提出すること。

エ 刈り取った草は集積のうえ北見市が許可した一般廃棄物の処分場に搬入し、廃棄処分すること。

また、廃棄物の処分完了（数量確定）後、速やかに別紙2「廃棄物処理報告書」に計量票を添付して提出すること。

オ 刈草総重量見込み

第1回目 4.57t（概数）

第2回目 4.22t（概数）

それぞれ数量確定後に変更契約を実施する。

カ 第1回目、第2回目それぞれの業務完了後、速やかに別紙3「実績報告書」（除草した場所の業務前、業務完了後の写真、刈り高5cm以内が判明する写真、廃棄物運搬及び処理状況の写真を添付）を提出すること。

4 安全管理

業務処理に際しては、通行人、車両等に危険が及ばないようにするほか、工作物、樹木等に損傷を与えない等事故のないように十分注意すること。

もし、他の物件等に損傷を与えた時は、受託者の負担にて復旧すること。

5 その他

(1) 業務処理に必要な機械及び消耗品は一切受託者の負担とする。

(2) 業務内容に不明な点があるときは、業務担当員と協議すること。

(3) 北見方面本部総合庁舎については、令和8年6月中旬以降に庁舎の改修工事が着工されるため、資材置き場等を設置する予定である。改修工事の進捗状況によっては除草箇所や除草面積について変更が生じる場合がある。



# 廃棄物処理報告書

令和 年 月 日

北海道警察北見方面本部長 様

住 所  
受託者  
氏 名

業 務 名 北見方面本部総合庁舎ほか除草業務

---

上記業務に関し、別紙のとおり処理し、第 回目の数量が確定したので報告します。

刈草総重量 t

---

注) この報告書には、計量票を添付すること。

実 績 報 告 書

令和 年 月 日

北海道警察北見方面本部長 様

住 所  
受託者  
氏 名

業務名 北見方面本部総合庁舎ほか除草業務

---

令和 年 月 日付で契約した上記の業務について、第 回目の業務が完了したので、報告します。

記

業務完了年月日 令和 年 月 日

(案)

委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 北見方面本部総合庁舎ほか除草業務
- 2 委託期間 令和 年 月 日から  
令和 8 年 11 月 30 日まで
- 3 業務委託料 金 円 (別紙「委託料支払内訳書」のとおり)  
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)  
(注) ( ) 書きの部分は、受託者が課税事業者である場合に使用する。
- 4 契約保証金 金 円  
( 免 除 )  
(注) ( ) 書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

(令和 年 月 日)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

委託者 北海道  
北海道警察北見方面本部長  
田 中 昭 彦

住 所  
受託者 氏 名

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、申出、承認、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。
- 4 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(業務予定表の提出)

- 第4条 受託者は、この契約締結後速やかに、要領に基づき、業務予定表を提出するものとする。

(業務担当員)

- 第5条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

- 第6条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。
- 2 受託者は、委託業務に従事する従業員を定め、遅滞なく、その氏名、年齢及び住所を委託者に通知するものとする。この場合において、従業員2名以上を定める場合は、そのうち1名を主任

者と定め、業務処理の責任体制を明確にするものとする。

3 前2項の規定は、業務処理責任者、業務担当技術者又は委託業務に従事する従業員に異動があった場合に準用する。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第7条 委託者は、業務処理責任者又は委託業務に従事する従業員が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。

2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第8条 委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し書面により通知するものとし、業務委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における委託者の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(調査等)

第9条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

2 受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

(報告義務)

第10条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、委託者に報告し、その措置につき委託者と協議しなければならない。

(1) 要領で定める方法以外の方法により、委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理に関し事故が生じたとき。

2 受託者は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、委託者又は業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。

(実績報告等)

第11条 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書を委託者に提出しなければならない。

(業務委託料の請求及び支払)

第12条 受託者は、前条の規定による報告を行ったときは、委託者に対して業務委託料の支払の請求をするものとする。

2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該業務委託料を受託者に支払うものとする。

3 委託者は、その責めに帰すべき理由により前項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

4 業務委託料の支払場所は、北海道オホーツク総合振興局出納員の勤務の場所とする。

(秘密の保持)

第13条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(委託者の任意解除権)

第14条 委託者は、次条から第17条までの規定のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは、契約した目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所

の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第17条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この条及び第23条において「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第23条において同じ。)を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。)が提起されなかったとき。
- (2) 受託者が納付命令(独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第23条において同じ。)を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)
- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合(これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴

えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。)における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に入札又は北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。)

- (6) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

(委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第18条 第15条各号又は第16条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第15条又は第16条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第19条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第20条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第21条 委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合(第14条第1項の規定により解除された場合を除く。)において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第22条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)

の規定により選任された破産管財人

- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第25号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合と見なされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

4 第1項の場合（第16条第6号又は第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって同項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額に不足するときは、受託者は、当該不足額を委託者の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額を超過するときは、委託者は、当該超過額を返還しなければならない。

（注）〔 〕書きの部分は、契約保証金を免除する場合、削除する。

第23条 受託者は、この契約に関して、第17条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の2に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（委託業務の処理に関する損害賠償）

第24条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議してこれを定めるものとする。

3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第25条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(相殺)

第26条 委託者は、受託者に対し金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する〔契約保証金返還請求権、〕業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(注)〔 〕書きの部分は、契約保証金を免除する場合、削除する。

(電子メールを利用する方法)

第27条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子メールを利用して行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約に定めのない事項)

第28条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

別紙

委託料支払内訳書

1回目	円
2回目	円
合計	円

(事業者の皆様へ)

## — 委託契約に関する留意事項 —

契約書の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

### 契約全般について

北海道警察

#### 契約区分

- 委託契約には成果物を求める**請負契約**と、一定の業務の執行を求める（準）**委任契約**があります
- （準）**委任契約**は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います
- 準委任契約においては、契約を締結する際に法令等を遵守する旨の誓約書を提出してください

#### 再委託

- 再委託は禁止です  
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については裏面）
- 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います
- 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください
- 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません

#### 報告等の義務

- 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください

#### 調査等への対応

- 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります

#### 指名停止等

- 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、道と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります

#### その他

- コンソーシアムの代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください
- コンソーシアムの代表者は構成員に対し、道との契約内容を十分に周知してください
- 公益通報保護法に基づく「公益通報」を受け付けていますので、詳細は北海道警察本部HPをご覧ください

## 再委託について

再委託は禁止です

ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます

### 再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません

- 業務の全部を再委託する場合
- 業務の主要な部分を再委託する場合
- 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

### 再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の関係書類を提出して、北海道警察の承諾を得てください

ア 次の事項を記載した書面

- 再委託する相手方の称号又は名称及び住所
- 再委託する理由及びその必要性
- 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- 再委託する相手方の過去の履行実績

イ 再委託する相手方から徴取した法令等を遵守する旨の誓約書の写し  
(準委任契約の場合)

ウ その他求められた書類

## 北海道警察入札執行傍聴要領

### 1 傍聴の手続

- (1) 入札の傍聴を希望される方は、入札の開始予定時刻の30分前から受付を開始しますので、所定の入札執行傍聴受付簿に氏名、住所及び電話番号を記入し、傍聴整理券を受領してください。

なお、受付は先着順で行い、定員（10名）になり次第終了します。

- (2) 入札会場に入室する際には、傍聴整理券を担当者に提示し、確認を得たうえで、指示に従って入室してください。
- (3) 入札会場において、写真撮影、録画、録音等を行う場合は、事前に申し出てください。ただし、これら写真撮影等は入札執行の宣言の前までとします。

### 2 傍聴する際の留意事項

- (1) 入札執行中は静粛に傍聴し、発言、拍手等は行わないでください。
- (2) 入札執行中の入札会場への入室は、原則として認められません。入札執行中に退室される方は、担当者に傍聴整理券を返還し、静かに退室してください。
- (3) 入札会場において、飲食等はしないでください。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行う方は、指示された事項を守ってください。
- (5) 入札執行の秩序を乱したり、入札執行を妨害するようなことはしないでください。

### 3 入札執行の秩序の維持

- (1) 2の事項のほか、傍聴される方は、入札執行者及び担当者の指示に従ってください。なお、傍聴の要領について、不明な点があれば、担当者にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方がこの要領に定められたことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) (2)に該当された方については、今後行われる入札の傍聴をお断りする場合があります。

北海道警察北見方面本部告示第22号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年5月14日

北海道警察北見方面本部長 田 中 昭 彦

1 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称及び数量  
北見方面本部総合庁舎ほか除草業務 一式
- (2) 契約の目的の仕様等 委託業務処理要領による。
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで
- (4) 履行場所

ア 北見市青葉町6番1号	北見方面本部総合庁舎
イ 北見市春光町5丁目8番45	K2公宅跡地
ウ 北見市泉町3丁目9番15、9番17	K6、K7公宅
エ 北見市中ノ島町3丁目3番10、3番15、3番16	K8公宅
オ 北見市若葉3丁目4番1、4番2	K9公宅
カ 北見市双葉町4丁目233番4	K10公宅
キ 北見市北11条東4丁目9番1、9番2	北見署1号公宅跡地

2 入札に参加する者に必要な資格

令和8年5月14日北海道警察北見方面本部告示第21号に規定する「北見方面本部総合庁舎ほか除草業務に関する資格」を有すること。

3 契約条項を示す場所

北見市青葉町6番1号 北海道警察北見方面本部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北見市青葉町6番1号 北海道警察北見方面本部総合庁舎2階201号会議室  
(送付による場合は、郵便番号090-8511 北見市青葉町6番1号 北海道警察北見方面本部会計課管財係)
- (2) 入札日時 令和8年6月10日(水)午前11時00分 (送付による場合は、令和8年6月9日(火)午後5時00分までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 郵便等による入札の可否

認める。

8 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書作成の要否

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うか申し出ること。

11 除草箇所図面の閲覧

- (1) 除草箇所図面は、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、次により閲覧を行うことができるものとする（図面は閲覧のみ。）。

ア 閲覧

令和8年5月14日(木)から令和8年6月9日(火)まで(休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧の場所  
北見市青葉町6番1号  
北海道警察北見方面本部会計課

12 その他

- (1) 無効入札  
開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 低入札価格調査の基準価格  
設定していない。
- (3) 最低制限価格  
設定していない。
- (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (5) 契約に関する事務を担当する組織  
ア 名称 北海道警察北見方面本部会計課  
イ 所在地 郵便番号090-8511 北見市青葉町6番1号  
ウ 電話番号 0157-24-0110 内線2242
- (6) 前金払  
前金払はしない。
- (7) 概算払  
概算払はしない。
- (8) 部分払  
部分払はしない。
- (9) 入札の執行  
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (10) 入札の取りやめ又は延期  
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (11) 入札執行の公開  
この入札の執行は、公開する。
- (12) 債権譲渡の承諾  
契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。  
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。
- (13) 郵便等による入札における再度入札  
郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。
- (14) その他  
この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。